

# 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書（案）

1. 業務名 水道施設自家用電気工作物保安管理業務委託
2. 業務場所 栃木市菌部第2水源 外37箇所
3. 業務内容 本市が設置する浄水場、増圧ポンプ場、水源の自家用電気工作物の保安管理に関する業務（以下「保安管理業務」という。）
4. 履行期間 令和8年6月1日から令和11年5月31日まで
5. 契約金額 金 円  
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）  
令和8年6月1日から令和9年3月31日まで  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）  
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）  
令和10年4月1日から令和11年3月31日まで  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）  
令和11年4月1日から令和11年5月31日まで  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
6. 契約保証金 金 円

上記の業務委託について、発注者 栃木市(以下「発注者」という。)と受注者 ○○○○(以下「受注者」という。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 栃木県栃木市菌部町3丁目13番24号  
氏名 栃木市  
市長

受注者 住所  
氏名

## (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等関係書類に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
  - 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 6 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第61条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## (契約対象電気工作物の概要)

第2条 契約対象自家用電気工作物の概要は、別紙1「委託事業場一覧表」のとおりとする。

## (保安管理業務の内容)

- 第3条 発注者が受注者に委託する保安管理業務は、発注者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務並びに受発電設備の清掃業務とし、その細目は仕様書及び次の各号によるものとする。
- (1) 自家用電気工作物の維持及び運用について定期的な点検を発注者が定める保安規程に基づき行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について発注者に報告すること
  - (2) 前号の定期的な点検のほか、発注者が実施した巡視点検等における異常発生の有無を問診し、異常があった場合にはその箇所を点検すること。
  - (3) 電気事故及び自家用電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者若しくは電力会社等より通知を受けたときは、受注者は発注者に対し必要に応じて電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、事故原因を探し、応急措置を指示又は助言し、再発防止対策につき、とるべき措置について指示又は助言するとともに、必要に応じて電気事業法の規定に基づく電気事故報告の作成及び手続きの指示を行うこと。
  - (4) 絶縁監視装置を設置した事業場にあつては、絶縁監視装置の動作電流が50mA以上発生している旨の警報を連続して5分以上又は5分未満の警報を繰り返し受信した場合又は発注者から警報を発した旨の連絡があった場合は、受注者は発注者に当該電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じ保安業務従事者が点検を行うなど適切に対処すること。
  - (5) 自家用電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、発注者の了解を得てその都度点検を行い、必要に応じて受注者が一部又は全部の停止等の措置を行うこと。
  - (6) 電気事業法第107条に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

- (7) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (8) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事については、発注者の通知を受けて、工事期間中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置について発注者に報告すること。
- (9) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事については、発注者の通知を受けて、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について発注者に報告すること。
- (10) 法令に定める使用前自己確認制度の対象となる自家用電気工作物の設置又は変更の工事については、発注者の通知を受けて、設計の審査及び使用前自己確認の検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について発注者に報告するとともに、経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

2 前各号の受注者に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する自家用電気工作物は、発注者は受注者の意見をきいて点検を電気機器製造業者等の専門業者に依頼するものとし、発注者は受注者に点検及び結果の記録を提示し、受注者は必要に応じて発注者に助言するものとする。

なお、使用機器及びそれに付随する配線器具等については、発注者は自主的に安全の確認を行い、善良な管理に努めるものとする。

- (1) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及びその他の設備等
- (2) 取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
- (3) 点検時現場に設置されていない移動用機器等
- (4) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等
- (5) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
- (6) 高所又は隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- (7) 発注者の業務上の都合等により、受注者が容易に立ち入りできない場所に設置された機器等
- (8) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 受注者は、清掃業務を年次点検に合わせて実施し、その内容は次の各号によるものとする。

- (1) 全停電状態で実施する。
- (2) 受電室、キュービクル内のほこり、砂、泥等を掃除機などで除去する。
- (3) 高・低圧の母線及び碍子等に付着した塵埃を除去すること。
- (4) 遮断器、開閉器等の機器の端子部、並びに配線遮断器等の端子部に付着した塵埃を除去すること。
- (5) 遮断器、開閉器、変圧器等の機器の外面に付着した汚れを除去すること。
- (6) 端子盤等の機器類に付着した塵埃を除去すること。
- (7) 受・配電盤の表面、配線用遮断器等に付着した塵埃を除去すること。
- (8) 碍子、ブッシング等の清掃は、シリコンクリーナー等を使用すること。

#### (点検項目等)

第4条 第3条第1項第1号に基づく定期的な点検は仕様書によるものとする。

2 第3条第1項第8号に定める工事期間中の点検は仕様書によるものとし、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が竣工状況、技術基準等に基づき適正に行われるよう自家用電気工作物の工事期間中は毎週1回以上行うものとする。

- 3 第3条第1項第9号に定める竣工検査は仕様書によるものとし、前項の工事が完了した場合に受注者又は他の者が実施する検査について技術基準等に適合し保安上支障がないことを確認するものとする。
- 4 第3条第1項第10号に定める使用前自己確認の検査は仕様書によるものとし、第2項の工事が完了した場合に受注者又は他の者が実施する検査について技術基準等に適合し保安上支障がないことを確認するものとする。
- 5 第1項の停電を伴う年次点検の際に発注者の都合により停電できない場合には、停電できない範囲及び受注者の安全確保が困難となる範囲に施設される自家用電気工作物の一部測定を実施しないことができる。

#### (点検の頻度と監視装置)

第5条 第3条第1項に定める点検の頻度は次のとおりとする。ただし、小出力発電設備が設置されている場合は、需要設備の月次点検の頻度に合わせて外観点検を実施する。

	需要設備及び非常用予備発電設備	発電所	受変電設備	配電線路
月次点検	別紙1「委託事業場一覧表」のとおり			
年次点検 (停電/無停電)	毎年1回 (月次点検を含む)	年次点検は毎年1回 (月次点検を含む)		
年次点検 (細密)	3年1回 (年次点検 (停電/無停電) を含む)	む)		
臨時点検	必要の都度			

#### (甲及び乙の協力義務)

- 第6条 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。
- 2 受注者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

#### (保安業務担当者の資格等)

- 第7条 受注者は、保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとし、第1条に掲げる事業場の担当者（以下「保安業務担当者」という。）には、保安業務従事者から指名するものとする。
- 2 保安業務担当者は、必要に応じて他の保安業務従事者に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
  - 3 保安業務従事者は、必要に応じて保安業務従事者以外の者に保安管理業務を補助的に実施させることができるものとする。
  - 4 保安業務従事者は、保安管理業務に従事する証を常に携行し、発注者の求めに応じて提示することとする。
  - 5 受注者は、保安業務担当者及び第2項に該当する保安業務従事者を受注者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって発注者に通知するものとし、発注者は内容を確認することとする。また、変更の場合も同様とする。

#### (電気工作物以外の不完全施設に対する措置等)

第8条 保安管理業を実施するための作業場所又はこれに至る径路の状態が悪く、作業員の安全が確保

されないと認められる施設（以下「不完全施設」という。）がある場合は、当事者協議の上、発注者は速やかに改修するものとし、改修に要する費用は、原則として発注者が負担するものとする。

2 受注者は発注者と協議し、不完全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検を実施しないことができる。

#### **(損害賠償)**

第9条 受注者の故意又は過失により発注者に対して損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、受注者の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではない。

#### **(個人情報)**

第10条 発注者及び受注者は、契約により知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律等を遵守するものとし、保安全管理業務以外には利用しないものとする。

#### **(契約期間内の更改)**

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも本契約書又は約款を更改するものとする。

- (1) 第2条に掲げる自家用電気工作物の概要又は第5条の点検頻度が変更された場合
- (2) 発注者が保安規程を変更する場合
- (3) 受注者が保安業務受託規程又は保安業務手数料細則等を変更する場合
- (4) 関係法令等が変更された場合

#### **(契約の解除等)**

第12条 次のいずれかに該当する場合は、本契約又は別紙1の該当する事業場を解除することができるものとする。

- (1) 発注者又は受注者のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
- (2) 発注者が手数料の支払いを遅滞した場合
- (3) 発注者が第8条に定める事項について誠意をもって実施しない場合

2 前項のほか、当事者いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1カ月前迄にその旨文書により通知し、当事者相互が合意したうえで解除できるものとする。

3 契約書第2条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

- (1) 廃止された場合
- (2) 外部委託承認申請の承認が得られない場合、又は承認が取り消された場合
- (3) 電気事業法施行規則第52条第2項各号に定める事業場に該当しなくなった場合
- (4) 一般用電気工作物となった場合
- (5) 電気事業法施行規則第48条第3項各号に定める場所となった場合
- (6) 譲渡により自家用電気工作物の譲渡があった場合

#### **(予算削減に係る契約の解除等)**

第13条 発注者は、この契約を締結する日の属する年度の翌年度以降の発注者の歳入歳出予算におい

て、受注者に支払うべき委託料について減額又は削減があったときは、契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、受注者は、その損害の賠償を発注者に対して請求することができる。この場合の賠償額は発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### **(契約事項等の解釈)**

##### 第14条

1 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、発注者と受注者は誠意をもって協議するものとする。